

第2 経 済

- 1 商 工
- 2 中心市街地の活性化
- 3 農 林
- 4 畜 産 、 水 産
- 5 岐 阜 産 業 会 館
- 6 中 央 卸 売 市 場
- 7 食肉地方卸売市場

1 商 工

(1) 小売業振興対策

ア 商店街組織

本市における商店街組織は柳ヶ瀬地区の小売商店等を対象とした岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会と、岐阜市商店街振興組合連合会の2つの連合会組織がある。

令和6年4月1日現在、前者は振興組合7・発展会2、後者は振興組合9・発展会2をもって構成し、主たる事業として柳ヶ瀬ジュラシックアーケード、信長楽市等のイベント事業、道三まつり、信長まつり等の協賛商業感謝祭等の共同販売並びに宣伝事業をはじめ、アーケード、街路灯等の環境整備事業を通じて小売商業の振興発展に大きく寄与している。

イ 中小企業振興補助金制度

市内の中小企業団体等の振興対策として岐阜市中小企業振興補助金交付要綱を定め、経営の近代化、合理化、高度化を図っている。

※「別表中小企業振興補助金制度」P. 105～106参照

(2) 大規模小売店舗

令和6年4月1日現在、本市において、大規模小売店舗立地法に基づく届出があり、かつ店舗面積3,000㎡以上の店舗の状況は下表のとおりである。

店 舗 名	店舗面積(㎡)
カラフルタウン岐阜	46,283
マーサ21	34,330
岐阜阜高島屋	20,390
イオン柳津店	19,828
MEGAドン・キホーテUNY岐阜店	13,381
スーパービバホーム岐阜柳津店	11,826
オーキッドパーク	11,000
バローパワーセンター芥見	10,899
ネクステージ岐阜店	10,419
バローショッピングセンター長良店	10,181
ヒマラヤ本館	6,963
ホームセンターコーナン岐阜店	5,856
ピアゴ長良店	5,566
ニトリ岐阜店	5,196
ホームセンターバロー正木店	5,003
ケーヨーデイツー芥見店	4,729
バロー市橋店	4,641
ヤマダ電機テックランド岐阜店	4,613
スポーツデポ岐阜県庁前店	3,994
カーマホームセンター岐阜鏡島店	3,620
バロー茜部南店	3,327
ケーズデンキ岐阜宇佐店	3,308
忠節フランチ館	3,218

(3) 繊維産業振興対策

本市における産業中分類別年別年間商品販売額(令和3年経済センサス)を見ると、繊維・衣服卸売業は、13.2%と、飲食料品卸売業の15.1%、機械器具卸売業の14.8%に次ぐ第3位のシェアを占めている。前回(平成28年経済センサス)の調査と比較すると繊維・衣服卸売業のシェア、販売額は低下しているものの、依然として本市の産業において繊維・衣服卸売業が高い割合を占めていることがわかる。

特に、岐阜アパレル産業は戦後まもなく旧国鉄岐阜駅前にできた、いわゆる「ハルピン街」の名で呼ばれた衣料品を販売する街が形成されたことに端を発し、現在ではJR岐阜駅前を中心として全国他産地に例のない集積地域を形成しており、日本有数のアパレル産地としてその名を知られている。

しかし、海外からの価格が安い繊維製品の流入と流通体系の変化が進み、本市のアパレル産業は衰退傾向を余儀なくされている。そこで、業界内の各種組合組織と緊密な連携を保ちながら、ファッション都市としての経営環境づくり並びに、人材育成支援を行うとともに、産業のグローバル化と経済状況の変化に対応し得よう方策を積極的に講じている。

- (ア) ア・ミュージズ岐阜をはじめとした各種展示会の主催及び出展の支援
- (イ) 販路拡大と岐阜産地PR等を通じて、岐阜ブランド確立を図る事業への支援
- (ウ) 人材育成のための各種セミナー、講演会の開催支援

(4) 特産品等振興対策

本市における伝統工芸品や土産品のほか市内の各種中小企業などに対する振興策として、関係業界の組織団体と協力して指導育成に努め、内外各種の展示見本市等の共催、技術の向上などを図るための研修会開催支援により地元産業の発展に努めている。

(令和6年4月1日現在)

分野	主な組織	会員(組合員)数	主な事業
繊維製品産業	(一社) 岐阜ファッション産業連合会 岐阜メンズファッション工業組合 岐阜婦人子供服工業組合 岐阜県既製服縫製工業組合 岐阜県中部織物工業協同組合	112社 26 74 80 14	ア・ミュージズ岐阜 各種展示発表会 各種アパレル講習会等 ファッションセミナー
伝統工芸	岐阜提灯協同組合 (一社) 岐阜和傘協会	9 6	提灯・和傘講座、後継者育成、 人材育成、原材料確保対策等
土産品	(協) 岐阜市土産品協会	25	市内開催全国大会等出店
発明奨励	(一社) 岐阜県発明協会岐阜支会	39	発明くふう展(県・市) 企業見学会等

5) 新産業の創出支援

ア 創業支援

(ア) ビジネスチャレンジ支援事業

中小企業、小規模事業者の活性化を図るため、岐阜県よろず支援拠点と連携して、岐阜市立中央図書館において週1回相談窓口を設置し、経営や起業等の各種相談に対応している。

(イ) ぎふしスタートアップ支援事業

本市の起業支援の拠点であるNeo work-Gifuにおいて、起業家数の増加や新たな事業・サービスの創出を目的とした事業を行っている。

(特色)

- ・「スタートアップ相談窓口」と「リモートオフィスの運営」の二本柱
- ・岐阜商工会議所や金融機関等と連携した「オール岐阜市」の体制
- ・起業意識の醸成から起業、さらに起業後まで伴走型で支援
- ・起業や経営に関するセミナーを開催(年8回)
- ・ベンチャー企業、起業家、投資家などの交流をプロデュースし、新たなイノベーションを創り出すイベントを開催(年6回)
- ・アントレプレナーシップ教育による起業意識の醸成

イ 産学官連携

連携協定を結んだ地域11大学・高専の協力のもと、産のニーズと学のシーズがマッチングすることによる新事業の創出を図っている。

- ・産学官連携交流会の実施

ウ 事業創造支援補助事業

市内産業の活性化を図るため、以下のとおり補助事業による支援を行っている。

(ア) 産学官連携事業補助金

(対象) 新技術・新製品・新サービスの研究開発を大学・公設研究機関と共同で実施する市内中小企業およびグループなど

(補助額) 補助対象経費の2/3以内で限度額300万円

(採択) 令和5年度 2件

(イ) スタートアップ支援補助金

(対象) 新たな事業やサービスの創出等により、社会課題解決に資する事業を実施する創業者など

(補助額) 補助対象経費の1/2以内で限度額500万円

(採択) 令和5年度 2件

(ウ) 見本市等出展補助金

(対象) 新たな取引先、事業提携先などの開拓を目的として自社製品、サービス等を見本市等に出展する市内中小企業、グループ又はインキュベーション施設退去者

(補助額) 補助対象経費の1/2以内で、限度額10万円

(対象経費) 出展料

(交付回数) 1社年1回

(採択) 令和5年度 3件

(6) 企業立地対策

ア ものづくり産業等集積地計画

ものづくり産業の誘致を強力に推進するために、平成18年12月に「岐阜市企業誘致推進本部」を設置し、平成19年12月には「ものづくり産業集積地計画」を策定し、「三輪地域」「黒野地域」「柳津地域」を候補地とした。さらに平成27年12月には、物流施設や研究開発施設を追加し「ものづくり産業等集積地計画」に改訂した。

同本部は、両副市長と庁内関係部局の部長により組織されており、同計画に基づき企業誘致の推進や集積地の整備に向けて、全庁的な体制で取り組んでいる。

「柳津地域」については、平成24年3月に工業団地の造成(約3ha)が完了し、県外本社の企業2社が進出した。

また、企業からの立地ニーズを受け、新たな工業団地の形成を図るため、「柳津地域ものづくり産業等集積地(第2期)」(約14.9ha)の区域を定め、企業と立地に向けた調整を行っている。

「三輪地域」については、農地が広がっているという地域の特性を活かし、「農業の6次産業化」の企業立地に向け取り組んでいる。

「黒野地域」については、岐阜大学・岐阜薬科大学と近接していることから、ライフサイエンス関連の企業の集積を目指している。

イ 企業立地促進助成金

市外企業の誘致や市内企業の支援を図るため、岐阜市企業立地促進助成条例を制定している。

(ア) 助成の要件

○本店等を設置する場合

- ・業種：限定なし
- ・投下固定資産額：大企業は2億円以上、中小企業は4,000万円以上、賃借の場合は条件なし
- ・従業員数：建設・購入の場合は企業の規模に関わらず15人以上、賃借の場合は企業の規模に関わらず「雇用促進助成金対象者」(下記)15人以上

○本店等以外を設置する場合

- ・業種：製造業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業(一部除外あり)、デザイン業、機械設計業、自然科学研究所、植物工場(ただし、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業は岐阜流通業務地区に施設を設置する場合に限る)
- ・投下固定資産額：大企業は2億円以上、中小企業は4,000万円以上、賃借の場合は条件なし
- ・従業員数：建設・購入の場合、大企業は15

人以上、中小企業は5人以上、賃借の場合、大企業は「雇用促進助成金対象者」15人以上、中小企業は「雇用促進助成金対象者」5人以上

※投下固定資産とは、施設の設置に伴い、新たに取得した土地、建物、償却資産をいう。

(イ) 助成内容

○施設設置助成金

- ・建設・購入の場合(限度額なし)

投下固定資産に課税される固定資産税、都市計画税、事業所税の相当額を5年間交付

- ・賃借の場合(限度額200万円/年)

施設の賃借料の1/4と事業所税の相当額を5年間交付

○雇用促進助成金(限度額5,000万円)

- ・上記の施設を操業するために、新規に雇用または市内に転入した従業員であって、1年以上常時雇用し、かつ市内に1年以上居住した場合に1人につき50万円を交付(初年度のみ)

ウ コールセンター業誘致促進奨励金

岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金交付要綱を定め、市内にコールセンターを設置した事業者以下のとおり奨励金を交付する。

(ア) 助成の要件

- ・事業所取得の場合

投下固定資産総額が5,000万円以上、かつ、市内に居住する従業員数が20人以上

- ・事業所賃借の場合

市内に居住する従業員数が20人以上

※市内に居住する従業員とは、当該事業所に勤務する市民で、雇用保険の被保険者をいう。

(イ) 助成内容

- ・事業所取得の場合

(限度額：①～③の合計で5億円)

① 1年間雇用した従業員(正社員)1人につき10万円(5年間)

② 投下固定資産(土地、建物、償却資産)の取得費の10分の1以内の額(1年のみ)

③ 通信関連経費の4分の1以内の額(5年間)

- ・事業所賃借の場合

(限度額：①～④の合計で3億円)

① 1年間雇用した従業員(正社員)1人につき10万円(5年間)

② 償却資産の取得費の4分の1以内の額(1年のみ)

③ 事業所賃借料の4分の1以内の額(5年間)

④ 通信関連経費の4分の1以内の額(5年間)

エ ものづくり産業等用地取得等事業補助金

市内への企業の立地を促進するため、岐阜市ものづくり産業等用地取得等事業補助金交付要綱を定めている。

(ア) 交付の要件

- 業種：製造業
※重点区域は物流系業種・農業6次産業化も対象
※重点区域とは三輪地域、黒野地域、柳津地域の一部区域をいう
- 用地取得：3,000㎡以上（重点区域は1,000㎡以上）
※農業6次産業化施設の設置の場合のみ賃借も可
- 投下固定資産額：4,000万円以上
- 従業員数：市内に居住する従業員数5人以上（国等の施策に沿った施設の設置場合は3人以上）

(イ) 交付内容

○ 補助率

①用地取得

用地の取得費・造成工事費・外構工事費の合計の20%（重点区域は30%）

※重点区域は対象経費を拡充

②施設設置・償却資産取得

施設設置等に伴い交付された国等補助金の50%

○ 限度額：5億円（重点区域は10億円）

※①と②の補助額の合計

(7) 海外産業交流推進事業

本市と友好都市である中国・杭州市及び姉妹都市であるイタリア・フィレンツェ市をはじめとする海外都市との産業交流を推進する。

ア 主な事業実績（令和5年度）

岐阜市とフィレンツェ市との姉妹都市提携45周年を記念し、イタリア・フィレンツェ市訪問団が来岐することから、岐阜市の経済関係者とフィレンツェ経済団との産業交流を推進した。

岐阜市長及び岐阜商工会議所会頭との意見交換、市内企業の見学など、多方面において交流を行った。

イ 構成団体

- 岐阜市
- 岐阜商工会議所
- （一社）岐阜ファッション産業連合会
- 岐阜婦人子供服工業組合
- （公財）岐阜市国際交流協会
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）岐阜貿易情報センター
- （公財）岐阜観光コンベンション協会

(8) 岐阜市の融資制度及び信用保証

ア 岐阜市の融資制度

本市では、市内中小企業者の事業資金の調達を円滑にして、健全経営を図るため、各種の低利率の融資制度を設けている。

この制度は、融資のための原資を市が金融機関に預託し、金融機関はその預託金に自己の資金を加えて中小企業者に貸し付けるという仕組みになっている。

市の融資制度は、信用保証協会の保証付融資であるため、支払利率のほかに信用保証料が必要となるが、市ではその信用保証料の一部又は全部を補填し、利用者の負担軽減を図っている。

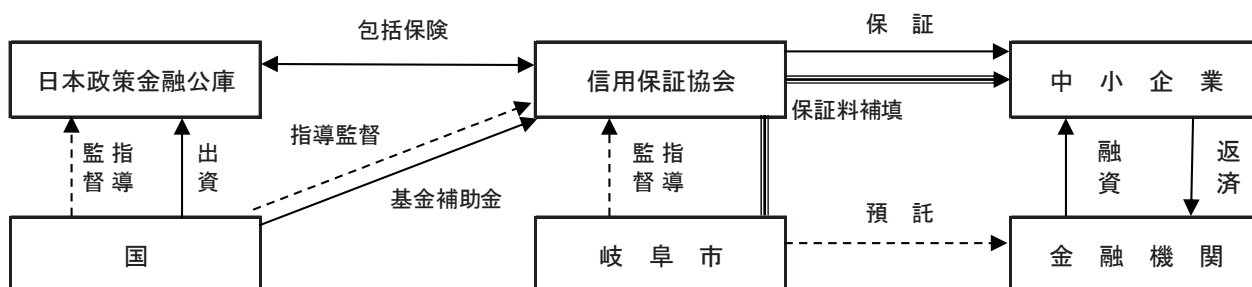
イ 岐阜市と信用保証協会

岐阜市信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された特殊法人であり、岐阜市が中心となり、市内各金融機関の協力のもとに昭和24年に設立された。

信用保証協会は、中小企業者が金融機関から融資を受ける際に、その融資に対して保証を行い、中小企業者の借入れを容易にしている。

市では、信用保証協会による保証業務が中小企業者の金融円滑化に多大に寄与していることから、信用保証制度が十分に機能できるよう信用保証料の一部又は全部を補填し、中小企業者の金融の円滑化を図っている。

【関係機関の関連図】



●岐阜市の融資制度

基本融資条件

- 1 市内における中小企業者等で、市内に1年以上事業所(事業の拠点となる本店、支店及び事務所をいう)を有し、かつ、1年以上事業を継続して営んでいること(創業者支援資金の一部、みらい戦略資金重点施策枠の一部、事業所建設等促進資金の一部及びびぎふし伴走支援型特別資金を除く)
- 2 中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種を営んでいること

資金名		融 資 対 象 者	限 度 額
一般事業資金	中小企業振興資金	(基本融資条件に該当する方)	4,000万円
	小口零細企業資金	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者を対象とする。 ただし、特定非営利活動法人については、医業を主たる事業とするものに限る。 (1)常時使用する従業員の数が20人(商業、サービス業は5人)以下の個人及び会社 (ただし、(2)に掲げるものを除く。) (2) 従業員の数が、その業種ごとに政令で定める数以下の個人及び会社 (3) 事業協同小組合 (4) 従事する組合員の数が20人以下の企業組合 (5) 従業員の数が20人以下の協業組合 (6) 従業員の数が20人以下の医業法人(ただし、(1)～(5)を除く。)	2,000万円 (本件融資を含めた保証付融資残高が2,000万円まで)
	短期資金	(基本融資条件に該当する方)	5,000万円
	びぎふしアシスト短期資金	(基本融資条件に該当する方) ただし、下記に該当する方 1 2期以上確定申告を行っている方 2 取扱金融機関との与信取引が1年以上ある方 3 直近決算で債務超過でない方 4 条件変更等による返済緩和がなされていない方	5,000万円
新産業振興資金	創業者支援資金	【一般枠】 次のいずれかに該当する方(特定非営利活動法人を除く) ただし、岐阜市内で事業開始後1年を超える方については、基本融資条件に該当する方 1 事業を営んでいない個人で、認定特定創業支援等事業による支援を受けて6か月以内に新たに事業を開始する(会社の場合は当該会社が6か月以内に設立し、かつ事業を開始する)具体的計画を有する方 2 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する(会社の場合は当該会社が2か月以内に設立し、かつ事業を開始する)具体的計画を有する方 3 中小企業者である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有する方 4 事業を営んでいなかった個人、又は、その個人によって設立された会社で、事業開始後5年を経過していない方 5 中小企業者である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方 6 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない方で新たに会社を設立した方が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合で、創業者とみなされる方 7 廃業後5年以内の方で、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たす方 (1) 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する(会社の場合は当該会社が2か月以内に設立し、かつ事業を開始する)具体的計画を有する方 (2) 事業開始後5年を経過していない方	3,500万円 ただし、女性若者応援枠・スタートアップ支援枠との合計で上記限度内とする
		【女性・若者応援枠】 【一般枠】の1から7のいずれかを満たす方で、女性又は35歳未満の方	1,000万円
		【スタートアップ支援枠】 次のいずれかに該当する方(特定非営利活動法人を除く) ただし、岐阜市内で事業開始後1年を超える方については、基本融資条件に該当する方 なお、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者は創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること 1 事業を営んでいない個人で、2か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとする方は、6か月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方 2 中小企業者である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有する方 3 事業を営んでいない個人により設立された会社で、その設立の日以後5年を経過していない方 4 中小企業者である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方 5 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない方で新たに会社を設立した方が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合で、創業者とみなされる方	3,500万円 ただし、一般枠・女性若者応援枠との合計で上記限度内とする

3 市税を完納していること(創業者支援資金の一部、みらい戦略資金重点施策枠の一部、事業所建設等促進資金の一部及びぎふし伴走支援型特別資金を除く)

4 資金の返済が確実と認められること

※中小企業信用保険法第3条の2第1項の経済産業省令で定める要件を満たす法人の場合、信用保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択可能

融 資 条 件								申込受付場所
期 間	返済方法	据置期間	利 率	担 保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填	
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等 返済	1年以内	年 1.70%	必要に応じて 求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%	普通銀行 信用金庫 岐阜商工信用組合 商工中金 ぎふ農協 岐阜県信用農業 協同組合連合会 の本支店 (岐阜市信用保証 協会約定書締結 金融機関に限る)
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内 (一括返済は 1年以内)	元金均等 返済 又は 一括返済	1年以内	年 1.00%	原則として 不要	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要	0.50%～2.20% ただし、中小企業信用保 険法第3条の3に定める 特別小口保険の保険関 係が成立する方につい ては、0.65%とする	0.50%～1.70% ただし、中小企業信用保 険法第3条の3に定める 特別小口保険の保険関 係が成立する方につい ては、0.65%とする	
運転資金 1年以内	元金均等 返済 又は 一括返済	1年以内	年 1.40%	必要に応じて 求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%	
運転資金 1年以内	元金均等 返済 又は 一括返済	1年以内	金融機関 所定利率 (ただし、年 2.90%以下の固 定に限る)	必要に応じて 求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要	0.45%～1.90%	0.45%～0.50%	
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等 返済	1年以内	年 1.00%	不要	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要	0.45%～1.90%	0.45%～1.90%	
			年 0.90%			ただし、中小企業信用保 険法第3条の2に定める 無担保保険の保険関係 であって創業関連特例 が成立する方について は、0.80%とする	ただし、中小企業信用保 険法第3条の2に定める 無担保保険の保険関係 であって創業関連特例 が成立する方について は、0.80%とする	
		1年以内 ただし、申込 金融機関にお いて本保証付 融資と原則同 時にプロパー 融資を実行す る、又は保証 申込時におい てプロパー融 資の残高があ る場合は3年 以内	年 1.00%		不要	0.65%～2.10%	0.45%～1.90%	

資金名		融 資 対 象 者	限 度 額
新産業振興資金	ぎふしDX 促進資金	次のいずれかに該当する方 1 サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金の交付申請を令和4年度以降に行った方 2 岐阜市中小企業等DX研修補助金の交付決定を受けた方	1,000万円
	みらい戦略資金	【新分野進出支援枠】 次のいずれかに該当する方 1 新分野進出(事業転換を含む)を図ろうとする方で、進出先の事業が当該企業の事業活動の相当程度(生産額等でみて概ね4分の1以上)を占める見込みである方 2 岐阜市事業創造支援補助金のうち、産学官連携事業補助金又はスタートアップ支援補助金の交付決定を受けた方 3 売電事業に係る施設の整備や機械を導入する場合の設備資金を必要とする方	8,000万円
		【省エネ・エコ促進枠】 次のいずれかに該当すること 1 省エネルギー機械、新エネルギー利用機械や産業廃棄物排出抑制機械を導入する場合等の設備資金 2 前号に関連した人材育成や外部専門サービスの利用を図る場合等の運転資金 3 地球環境の保全・改善を図る取組に要する資金	8,000万円
		【重点施策枠】 次のいずれかに該当する方 1 岐阜市中心市街地活性化基本計画の計画区域内において、 次のいずれかに該当する方 (1) 卸売業・小売業・サービス業の店舗又は事業所を新たに設置して事業を行う方 (2) 卸売業・小売業・サービス業の既存の店舗又は事業所で継続して事業を行う方 2 持続可能な開発目標(SDGs)について、目標達成に向けて取り組んでいる方	1に該当する方 1,000万円 2に該当する方 3,000万円
	雇用促進資金	適切な計画の下に事業拡大等を図り、融資実行日より1年以内に新たに雇用保険被保険者を1人以上雇用する方	3,000万円
	ぎふし事業承継資金	(1)【経営承継枠】 <対象者:中小企業者(会社又は個人事業主)> 経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、議決権株式や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項の規定による認定」を受けた中小企業者(※1) <資金使途> ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④運転資金 (2)【特定経営承継枠】 <対象者:中小企業である会社の代表者(代表者に就任後であること)> 経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、株式等や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号の規定による認定」を受けた中小企業者の代表者(※1) <資金使途> ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④運転資金 (3)【経営承継準備枠】 <対象者:中小企業者(会社又は個人事業主)> 経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために費用を要する事由が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号ロ又は同項第2号ロの規定による認定」を受けた中小企業者(※1) <資金使途> ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 (4)【特定経営承継準備枠】 <対象者:事業を営んでいない個人(代表者に就任前であること)(※3)> 経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために費用を要する事由が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第3号の規定による認定」を受けた事業を営んでいない個人(※1) <資金使途> ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 (※1) 経営承継円滑化法の認定: (1)枠及び(2)枠は、中小企業庁の関連サイトにある「様式 第6」で、(3)枠及び(4)枠は、「様式 第6の2」で申請する (※2) 保証料率: (2)枠で会社の代表者が別に個人事業を営んでいない場合は料率区分5とみなす (※3) 事業を営んでいない個人: (4)枠は別に個人事業を営んでいる方や別の会社(関連会社を含む)の代表権ある役員になっている方は対象外	2億8,000万円 (うち無担保は 8,000万円)

融 資 条 件								申込受付場所
期 間	返済方法	据置期間	利 率	担 保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填	
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内 (一括返済は 1年以内)	元金均等 返済 又は 一括返済	1年以内	年0.90%	必要に応じて 求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要	0.45%～1.90%	0.45%～1.90%	普通銀行 信用金庫 岐阜商工信用組合 商工中金 ぎふ農協 岐阜県信用農業 協同組合連合会 の本支店 (岐阜市信用保証 協会約定書締結 金融機関に限る)
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等 返済	1年以内	年 1.20%	必要に応じて 求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要	0.45%～1.90%	0.35%～1.20%	
						0.45%～1.90%	0.45%～1.90%	
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等 返済	1年以内	年 1.10%	必要に応じて 求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要	ただし、中小企業信用保 険法第3条の2に定める 無担保保険の保険関係 であって創業関連特例 が成立する方について は、0.80%とする	ただし、中小企業信用保 険法第3条の2に定める 無担保保険の保険関係 であって創業関連特例 が成立する方について は、0.80%とする	
						0.45%～1.90%	0.35%～1.20%	
設備資金 15年以内 (株式取得資金を含む)	元金均等 返済	なし	年1.10% (ただし、期間 10年超の場合 は年1.50%)	必要に応じて 求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要	0.45%～1.90% (※2)	0.45%～0.50%	普通銀行 信用金庫 岐阜商工信用組合 商工中金 ぎふ農協 岐阜県信用農業 協同組合連合会 の本支店 (岐阜市信用保証 協会約定書締結 金融機関に限る) (2) 枠については、 上記を満たした上 で、主たる取引関係 を有する金融機関 (※) を経由して申 し込む (※ 原則として、申 込者の既往取引金 融機関のうち、取引 期間が長い、貸付残 高が多い、保証債務 残高が多い、融資に 留まらず経営に係る 相談その他の経営 支援を頻繁に実施 している等の理由か ら、一定の信頼関係 を構築しているもの として申込者が認識 する金融機関)
設備資金 15年以内 (株式取得資金を含む)	元金均等 返済 又は 一括返済	1年以内			必要となる場合がある ただし、事業承継する 会社(法人保証)以外 の連帯保証人は不要			
運転資金 10年以内 (一括返済は 1年以内)	元金均等 返済 又は 一括返済				【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者及 び事業承継する他の 会社(法人保証)以外 の連帯保証人は不要			
設備資金 15年以内 (株式取得資金を含む)	元金均等 返済 (証書貸付 に限る)				必要となる場合がある ただし、事業承継する 会社(法人保証)以外 の連帯保証人は不要	1.15%	0.45%	
運転資金 10年以内								

資金名		融 資 対 象 者	限 度 額
新産業振興資金	ぎふし事業承継特別資金	1 次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者とする。ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証承諾日(ただし、融資実行されたものに限る。)から3年以内に融資申込みを行うものに限る。 (1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、原則申込時に満たしていること ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率(注)が15倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと (注)EBITDA有利子負債倍率＝(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費) 2 この制度の対象資金は、事業資金であって、次に掲げるものとする。 (1) 上記 1(1)に該当する中小企業者にあつては、保証人(個人に限る。以下この項において同じ。)を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの (2) 上記 1(2)に該当する中小企業者にあつては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金	2億8,000万円 (うち無担保は8,000万円)
	事業所建設等促進資金	次のいずれかに該当する方 1 適切な計画の下に事業所の市内適地への移転もしくは建設又は現在事業地での事業所の建替・増改築を行おうとする方 2 次のいずれにも該当する方 (1) 本市の工場適地に新規立地しようとする市外企業で、製造業又は市長が特に認める事業を営む法人 (2) 新規立地に伴い雇用効果、下請波及効果等の経済効果が相当程度見込まれること	1億5,000万円
経営改善資金	経営環境変動対策資金	<経営支援枠> 最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等で、次の条件のいずれかに該当する方 1 最近3か月間の売上高が前年同期の売上高と比較して、5%以上減少していること 2 直近の単年度決算において、損失が生じ経営の安定に困窮していること 3 感染症法における「指定感染症」又は市長が特に対応が必要と認めた疾病等による影響で、最近1か月間の売上高が前年同月比で3%以上減少し、かつ、その後2か月間を含めた3か月間の平均も前年同期比で3%以上減少することが見込まれること	1億円 (うち無担保は8,000万円)
		<セーフティネット支援枠> 最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等で、次の条件のいずれかに該当する方 1 中小企業信用保険法第2条第5項に定める認定を受けていること 2 中小企業信用保険法第3条に規定する普通保険又は同法第3条の2に規定する無担保保険の保険関係であつて災害関係特例が成立する方 3 中小企業信用保険法第3条の3に規定する特別小口保険の保険関係であつて災害関係特例が成立する方成立する方	2億8,000万円 (うち無担保は8,000万円)
		<原油・原材料高騰等対策枠> 原油・原材料価格の高騰や円安により影響を受け、次の条件のいずれかに該当する方 1 最近3か月間の売上総利益(粗利益)の月平均額が、前年同期又は前期決算の月平均額と比較して5%以上減少していること 2 最近1か月間の売上総利益(粗利益)が前年同期又は前期決算の月平均額と比較して5%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上総利益(粗利益)の月平均額が、前年同期又は前期決算の月平均額と比較して5%以上減少することが見込まれること	1億円 (うち無担保は8,000万円)
	ぎふし返済おまとめ資金	次のいずれかに該当する方 1 岐阜市中小企業融資制度のいずれかの資金を利用しており、その資金の元金の償還を行っている方で、適切な事業計画の下に、その残高の借換えを受ける方 2 岐阜市中小企業融資制度のいずれかの資金(※)と岐阜市信用保証協会の信用保証付き融資(※)を利用し、それぞれについて元金の償還を行っている方で、次の条件の全てに該当する方 (1) 旧債務を借り換えることにより、経営の安定や改善が図られる等、資金導入の効果が期待できる方 (2) 最近3か月間の売上高が前年同期の売上高と比較して5%以上減少している方 ※一部制度を除きます。	8,000万円
	ぎふし伴走支援型特別資金	次の1～3のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した方 1 中小企業信用保険法第2条第5項第4号に定める認定を受けていること 2 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に定める認定を受けていること 3 次のいずれかに該当すること (1) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること (2) 最近1か月間の売上高総利益率(または売上高営業利益率)が前年同月(または直近決算)の売上高総利益率(または売上高営業利益率)と比較して5%以上減少していること (3) 直近決算の売上高総利益率(または売上高営業利益率)が直近決算前期の売上高総利益率(または売上高営業利益率)と比較して5%以上減少していること	1億円
		(※) 専門家: 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センター	

融 資 条 件								申込受付場所
期 間	返済方法	据置期間	利 率	担 保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填	
設備資金 運転資金 10年以内 (一括返済は 1年以内)	元金均等 返済 又は 一括返済	1年以内	年 1.10%	必要に応じて 求める	不要	専門家(※)の 確認無し 0.45%～1.90% 専門家(※)の 確認あり 0.20%～1.15%	専門家(※)の 確認無し 0.45%～0.50% 専門家(※)の 確認あり 0.20%～0.50%	普通銀行・信用金庫 岐阜商工信用組合 商工中金・ぎふ農協 岐阜県信用農業 協同組合連合会 の本支店 (岐阜市信用保証 協会約定書締結 金融機関に限る)
設備資金 15年以内	元金均等 返済	1年以内	年 1.20%	必要に応じて 求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要	0.45%～1.90%	0.35%～1.20%	
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等 返済	1年以内	年 1.30%	必要に応じて 求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要	0.45%～1.90%	0.45%～1.90%	
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等 返済	1年以内	年 1.30% ただし、責任共 有制度対象外 のものは、年 1.10%とする	必要に応じて 求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要	0.90% (中小企業信用保険法第2条第 5項第1号～第4号及び第6号) 0.68% (中小企業信用保険法第2条第 5項第5号、第7号及び第8号) 0.80% (中小企業信用保険法第3条に 定める普通保険又は中小企業 信用保険法第3条の2に定める 無担保保険の保険関係であつ て災害関係特例) 0.65% (中小企業信用保険法第3条の 3に定める特別小口保険の保険 関係であつて災害関係特例)	0.90% (中小企業信用保険法第2条第 5項第1号～第4号及び第6号) 0.68% (中小企業信用保険法第2条第 5項第5号、第7号及び第8号) 0.80% (中小企業信用保険法第3条に 定める普通保険又は中小企業 信用保険法第3条の2に定める 無担保保険の保険関係であつ て災害関係特例) 0.65% (中小企業信用保険法第3条の 3に定める特別小口保険の保険 関係であつて災害関係特例)	
設備資金 10年以内 運転資金 10年以内	元金均等 返済	2年以内	年 1.30%	必要に応じて 求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要	0.45%～1.90%	0.45%～1.90%	
設備資金 10年以内 運転資金 10年以内	元金均等 返済	1年以内	金融機関 所定利率 (ただし、年 2.90%以下の固 定に限る) なお、岐阜市 の融資制度を 利用しており借 換えを必要と している場合は、 年1.60%とする	必要に応じて 求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%	
設備資金 10年以内 運転資金 10年以内 (一括返済は 1年以内)	元金均等 返済 又は 一括返済	5年以内	年 1.30% ただし、責任共 有制度対象外 のものは、年 1.10%とする	必要に応じて 求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要	0.85% (経営者保証免除対応を適用す る場合は、1.05%) 3に該当する方 責任共有対象外の場合 0.50%～2.20% (経営者保証免除対応を適用す る場合は、0.70%～2.40%) 責任共有対象の場合 0.45%～1.90% (経営者保証免除対応を適用す る場合は、0.65%～2.10%)	0.85% (経営者保証免除対応を適用す る場合は、1.05%) 3に該当する方 責任共有対象外の場合 0.50%～2.20% (経営者保証免除対応を適用す る場合は、0.70%～2.40%) 責任共有対象の場合 0.45%～1.90% (経営者保証免除対応を適用す る場合は、0.65%～2.10%)	

岐阜市信用保証協会の財政（市からの財政援助）

（ア）基本財産

（令和6年3月31日現在）

基本財産（A＋B）	7, 4 9 1, 5 6 8 （千円）
A 基 金	3, 1 6 9, 4 3 2
1 出捐金	3, 3 5 2, 6 8 3
（1）令和4年度までの市出捐金（国基金補助金含む*）	3, 3 5 1, 7 1 3
（2）昭和42年度までの金融機関出捐金	9 0 0
（3）業者及び業者団体出捐金	7 0
2 負担金	7 6 0, 7 4 9
（1）令和5年度までの金融機関負担金	7 5 3, 5 6 9
（2）業者及び業者団体負担金	7, 1 8 0
B 基金準備金	4, 3 2 2, 1 3 6
令和4年度までの累計	4, 1 2 1, 5 9 2
令和5年度繰入額	2 0 0, 5 4 4

*基金補助金はこれまで取崩した額を差し引いた残額

（イ）令和5年度出捐金

出 捐 金（市） 0 円

（ウ）保証債務限度額（令和6年3月31日現在）

基 本 財 産 7, 4 9 1, 5 6 8 千円

定款倍率限度額 × 3 7. 5 倍

合 計 2 8 0, 9 3 3, 8 0 0 千円

別表 中小企業振興補助金制度

事業の種類	対象事業		補助率又は補助額		補助限度額	
					法人	その他の団体
高度化事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する高度化事業による資金の貸付けが決定された機械設備を設置する事業		高度化対象機械設備の費用の1/10以内（ただし、30,000,000円を超える場合は、当該費用の2/100を加算する。）		6,000,000円	設定なし
中小企業団体事業	団体が実施する人材育成事業等の年間運営事業		補助対象経費の1/5以内		設定なし	設定なし
中小企業振興事業	団体が実施する振興事業、研修会、講演会等の事業		補助対象経費の1/5以内		設定なし	設定なし
地場産業活性化奨励事業	団体が実施する事業で、岐阜県が実施する中小企業販路開拓等支援事業費補助金の交付の対象となるもの（補助対象経費が3,000,000円以上となる場合に限る。）	海外見本市等の開催又は出展	間接補助 補助対象経費の2/3以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。） 直接補助 補助対象経費の1/3以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。）		間接補助 5,000,000円 直接補助 2,500,000円	間接補助 5,000,000円 直接補助 2,500,000円
		販売行為のない国内見本市等の開催	間接補助 補助対象経費の2/3以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。） 直接補助 補助対象経費の1/3以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。）		間接補助 4,000,000円 直接補助 2,000,000円	間接補助 4,000,000円 直接補助 2,000,000円
		販売行為のない国内見本市等の出展	間接補助 補助対象経費の2/3以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。） 直接補助 補助対象経費の1/3以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。）		間接補助 3,000,000円 直接補助 1,500,000円	間接補助 3,000,000円 直接補助 1,500,000円
		販売行為のある国内見本市等の開催又は出展	間接補助 補助対象経費の2/3以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。） 直接補助 補助対象経費の1/3以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。）		間接補助 2,000,000円 直接補助 1,000,000円	間接補助 2,000,000円 直接補助 1,000,000円
特定商業地活性化事業	第2条第1号ウ又はオに規定する団体が商店街活性化のため実施する事業で、岐阜県等の補助金の交付の対象となるもの		補助対象経費の1/3以内で、岐阜県等の補助額と同額以内の額（ただし、岐阜県等の補助額が補助対象経費の1/3を超える場合にあっては、補助対象経費から岐阜県等の補助額を除いた額の1/2以内とする。）		設定なし	設定なし
共同施設建設等事業	団体が共同施設等を新設し、又は修繕する事業	街路灯	法人 補助対象経費の1/4以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、1/2以内とする。） その他の団体 補助対象経費の1/5以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、2/5以内とする。）		6,000,000円	4,000,000円
		アーケード	法人 補助対象経費の1/4以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、1/2以内とする。） その他の団体 補助対象経費の1/5以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、2/5以内とする。）		15,000,000円	10,000,000円
		カラー舗装	法人 補助対象経費の1/4以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、1/2以内とする。） その他の団体 補助対象経費の1/5以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、2/5以内とする。）		10,000,000円	8,000,000円
		その他の共同施設等	法人 補助対象経費の1/4以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、1/2以内とする。） その他の団体 補助対象経費の1/5以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、2/5以内とする。）		5,000,000円	3,000,000円
商店街ファサード整備事業	商店街振興組合が実施する街路に面する店舗の外観、看板等の景観を統一する整備事業		補助対象経費の1/3以内		6,000,000円	設定なし
共同施設維持管理事業	団体が共同施設を維持管理する事業		補助対象経費の1/5以内		設定なし	設定なし
伝統的工芸品振興事業	伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱（平成21・03・02財製第3号）第4条各号に掲げる補助対象事業で、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第4条第1項の規定により認定を受けた振興計画（以下「振興計画」という。）に基づき実施される事業（国又は岐阜県の補助金の交付の対象となるものに限る。）		補助対象経費から国及び岐阜県の補助額を除いた額以内の額		設定なし	設定なし
	振興計画に基づき実施される事業で、市長が必要と認めるもの（国及び岐阜県の補助金の交付の対象とならないものに限る。）		補助対象経費の1/2以内		設定なし	設定なし
商店街活性化研修支援事業	商店街振興組合連合会、商工会議所又は商工会が実施する研修事業		補助対象経費の1/2以内		150,000円	設定なし
商店街活性化合意形成支援事業	中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた市の基本計画（以下「基本計画」という。）に位置付けられた事業を実施するに当たり、商店街振興組合等が商業関係者、地権者等の合意形成を行う事業		補助対象経費の85/100以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象となる場合は、補助対象経費の85/100以内から岐阜県の補助額を除いた額とする。）		3,000,000円	設定なし
中心市街地にぎわい創出事業	基本計画に定める中心市街地内において、商店街振興組合連合会、第2条第1号カ(エ)に掲げる団体又は同条第3号に掲げる団体がにぎわい創出を図るために実施する事業		補助対象経費の1/3以内		3,000,000円	設定なし
経営改善普及事業	商工会議所又は商工会が実施する経営改善普及事業		補助対象経費から手数料その他収入、国及び岐阜県の補助額を除いた額以内の額		商工会議所 14,000,000円 商工会 9,000,000円	設定なし
商店街計画策定支援事業	商店街振興組合連合会が商店街における商業環境の変化に対応するために計画を策定する事業		補助対象経費の1/3以内		1,000,000円	設定なし
市長が特に必要と認めた事業			市長がその都度決定する額		設定なし	設定なし

備考

- 1 その他の団体とは、法人以外の団体をいう。
- 2 直接補助とは、市が対象事業に対し、補助金を交付することをいう。
- 3 間接補助とは、市が国又は岐阜県が交付する補助金等の一部を負担することをいう。
- 4 岐阜県等とは、岐阜県又は公益財団法人岐阜県産業経済振興センターをいう。

(9) 中小企業労務対策

ア 勤労者福祉対策

(ア) 勤労者の生活安定と福祉向上を図るため、岐阜市勤労者生活資金融資制度を設け、一時的に必要な資金を融資している。(申込受付は随時)

融 資 対 象 者	(1) 市内に1年以上居住し、かつ、同一事業所に1年以上継続して勤務している方 (2) 満20歳以上で、返済完了時に満70歳以下の方 (3) 市税を完納している方 (4) 取扱金融機関の定める要件を備えている方	融 資 条 件	返 済 期 間	6年以内
			返 済 方 法	元利均等月賦償還
			保 証 人	必要に応じて求める
資 金 使 途	教育費、医療費、冠婚葬祭費、家屋修繕費、生活必需品購入等	申 込 書 類	(1)勤労者生活資金融資申込書 (2)本人確認書類 (3)市税完納証明書 (4)所得証明書 (5)見積書 など	
融 資 条 件	融資金額	1世帯200万円以内(1万円単位)	申 込 受 付	取扱金融機関窓口
	融資利率	年利3.50%(保証料を含む)	取 扱 金 融 機 関	十六銀行の市内本・支店

(イ) 勤労者の住生活の改善を促進し、合わせて福祉の向上に資するため、岐阜市勤労者耐震リフォーム資金融資制度を設け、一時的に必要な資金を融資している。(申込受付は随時)

融 資 対 象 者	(1) 同一事業所に1年以上継続して勤務している方 (2) 満20歳以上で、返済完了時に満70歳以下の方 (3) 市税を完納している方 (4) 岐阜市建築物等耐震化促進事業の木造住宅耐震改修工事費補助金対象者である方 (5) 取扱金融機関の定める要件を備えている方	融 資 条 件	返 済 期 間	10年以内
			返 済 方 法	元利均等月賦償還
			保 証 人	必要に応じて求める
資 金 使 途	市内の自ら居住の用に供する建物を対象とした岐阜市建築物等耐震化促進事業の木造住宅耐震改修工事費補助金対象工事と合わせて行われるリフォームに必要な資金	申 込 書 類	(1)勤労者耐震リフォーム資金融資申込書 (2)世帯全員の住民票の写し (3)市税完納証明書 (4)所得証明書 (5)工事見積書又は工事契約書の写し (6)建物平面図 (7)本人確認書類 (8)岐阜市が発行する補助金等交付決定通知書の写し など	
融 資 条 件	融資金額	1世帯1物件10万円以上300万円以内(10万円単位)	申 込 受 付	取扱金融機関窓口
	融資利率	年利2.80%(保証料を含む)	取 扱 金 融 機 関	十六銀行の市内本・支店

(ウ) 事業者の住生活の改善を促進し、合わせて福祉の向上に資するため、岐阜市事業者等耐震リフォーム資金融資制度を設け、一時的に必要な資金を融資している。(申込受付は随時)

融 資 対 象 者	(1) 同一事業所を3年以上継続して営業している方 (2) 満20歳以上で、返済完了時に満70歳以下の方 (3) 市税を完納している方 (4) 岐阜市建築物等耐震化促進事業の木造住宅耐震改修工事費補助金対象者である方 (5) 取扱金融機関の定める要件を備えている方	融 資 条 件	返 済 期 間	10年以内
			返 済 方 法	元利均等月賦償還
			保 証 人	必要に応じて求める
資 金 使 途	市内の自ら居住の用に供する建物を対象とした岐阜市建築物等耐震化促進事業の木造住宅耐震改修工事費補助金対象工事と合わせて行われるリフォームに必要な資金	申 込 書 類	(1)事業者等耐震リフォーム資金融資申込書 (2)世帯全員の住民票の写し (3)市税完納証明書 (4)所得証明書 (5)工事見積書又は工事契約書の写し (6)建物平面図 (7)本人確認書類 (8)岐阜市が発行する補助金等交付決定通知書の写し など	
融 資 条 件	融資金額	1世帯1物件10万円以上300万円以内(10万円単位)	申 込 受 付	取扱金融機関窓口
	融資利率	年利2.80%(保証料を含む)	取 扱 金 融 機 関	十六銀行の市内本・支店

(エ) 勤労者の福祉増進及び文化向上のために勤労会館を設置。

・岐阜市勤労会館

所在地 曙町4丁目19番地1
構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
建物延面積 383.27㎡
土地面積 421.08㎡
運営管理 岐阜地区労働組合協議会が指定管理者として運営を行っている。

(オ) 勤労者の健康保持、教養文化等の福祉向上を図るため岐阜市勤労者ふれあいセンター（サンライフ岐阜）を設置。

・岐阜市勤労者ふれあいセンター（サンライフ岐阜）

所在地 長良1029番地3
構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
建物延面積 1,369.72㎡
土地面積 2,319.27㎡
運営管理 株式会社技研サービスが指定管理者として運営を行っている。

イ 雇用安定対策

(ア) 人材確保サポート奨励金

就職困難者や障がい者等の雇用促進のため、市内の事業主が国のトライアル雇用に引き続き、これら対象者を常用雇用した場合に奨励金を交付している。

(イ) 就職バックアップ事業

若年者就職説明会

ニートやフリーターと求人企業との接点を創出するためのセミナーや就職相談会を開催し、就労支援を図る。

氷河期世代就職説明会

就職氷河期世代の求職者と求人企業との接点を創出するためのセミナーや就職相談会を開催し、就労支援を図る。

(ウ) ぎふ仕事フェア

若年求職者及び転職希望者・パート・アルバイト希望者と地元企業等とのマッチングを図るため、岐阜連携中枢都市圏を構成する近隣市町と連携して、対面とWEBのハイブリッド形式による合同企業説明会を毎年開催している。

(エ) 高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）

高齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの、またはその他の軽易なものを組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用ができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的として、昭和56年1月16日に社団

法人岐阜市シルバー人材センターが設立され、平成25年4月1日に公益社団法人へ移行した。

シルバー人材センターの運営・活動については、国の高齢者就業機会確保事業の適用を受け、市が援助、育成を図り、高齢者の就業機会の確保に努めている。

事業概況（令和5年度）

会員数	2,092人
受注件数	11,888件
就業延人日	157,232人日
就業実人員	1,617人
就業率	77.3%
受注金額	756,251,960円
1件当たり配分金	53,079円
1人1日あたり配分金	4,013円

(オ) 職業相談

毎週火～金曜日、職業相談員による職業相談を実施している。

(カ) 労働なんでも相談

毎週金曜日、社会保険労務士による労働なんでも相談を市民相談室において実施している。

(キ) 勤労者・事業主のためのガイド

勤労者及び事業主に対し雇用、労働に関する国・県・市の各種制度等の情報をホームページ上で紹介している。

(ク) 就職イベント情報

市内で開催される求職者向けの就職支援セミナー、合同企業説明会等の情報をホームページ上で紹介している。

(ケ) 労働実態調査

市内における民間企業の労働条件などを調査し、行政上の基礎資料を得るため労働実態調査を実施。結果を岐阜市ホームページに掲載している。

(コ) ワークダイバーシティ推進事業

女性の就業・活躍促進事業

就労意欲のある女性を対象に、デジタルスキルアップ講座を基礎編、実践編の2テーマ年各5回実施する。

WORK! DIVERSITY実証化モデル助成事業

さまざまな「働きづらさ」を抱える方を対象に、就労移行支援事業所等を活用した就労支援のモデル事業を行う事業者に補助をする。

働きづらさを抱える若者・学生の就労支援事業

働きづらさを抱える若者・学生の就労を支援するため、セミナー（年4回）及びインターンシップ体験（年1回）を実施するとともに、市内事業者に対し、雇用に向けた意識啓発セミナー

ーを年1回実施する。

岐阜市ワークダイバーシティ&働きがい改革推進事業

協議体の理念や目指すべき方向性を市内企業に波及させるため、市内企業向けセミナーや、協議体参加企業と学生との交流会を開催する。

テレワークを活用したショートタイムワーク事業

出産・育児・介護などの理由で勤務時間・場所に制約がある方を対象に、週20時間未満の短時間テレワーク形式の雇用を推進する。

ウ 労働関係

岐阜市勤労者福祉事業補助金

市内勤労者の福祉の増進を図るために労働団体が実施する各種事業に対する支援を行っている。

2 中心市街地の活性化

内閣総理大臣の認定を受けた、岐阜市中心市街地活性化基本計画に基づき、平成19年5月から3期にわたり約15年間、中心市街地活性化の取り組みを推進してきた。

引き続き、その推進を図るため、令和5年3月に、4期目の岐阜市中心市街地活性化基本計画の認定を受け、同年4月から取り組みをスタートしている。

(1) 計画概要

○計画期間・・・令和5年4月から令和10年3月まで（5年）

○区 域・・・岐阜駅から柳ヶ瀬、つかさのまち周辺に至る約155ha

(2) 基本方針

・時間を消費したくなるような魅力づくり

柳ヶ瀬を核に滞在性の向上に加え、イベントやコミュニティの形成、商店街の店舗など、ハード面だけでなく、ソフト面も含め、時間を消費したくなるような魅力をつくることで、滞在時間の向上と多様な来街機会の創出を図る。

また、それらの魅力を各エリアで高めることで、中心市街地全体の回遊性の向上につなげる。

・選ばれるまちなか暮らし

魅力的なまちなかの環境整備を進め、多くの人にまちなかでの暮らしが選ばれるようになることで、新たな居住空間の供給を生み出し、持続的な居住者の確保を図る。

(3) 中心市街地を実現するための目標及び事業等（全41事業）

方針	目標	目標指標(基準値／目標値)	主要事業
時間を消費したくなるような魅力づくり	滞在時間の向上	金公園地下駐車場の 総利用時間 268,628時間／年(R3年度) ↓ 318,000時間／年(R9年度)	○柳ヶ瀬広場整備事業 ○リノベーションまちづくり事業 ○岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設事業 ○岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設事業 ○ぎふしスタートアップ支援事業
	来街者数の増加	歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均](中心市街地の21地点) 38,600人／日(R3年度) ↓ 45,700人／日(R9年度)	
選ばれるまちなか暮らし	まちなか暮らしを選択する人の増加	居住人口の人口動態 ▲183人(H30年～R4年の累計) ↓ 400人(R5年～R9年の累計)	○柳ヶ瀬広場整備事業(再掲) ○岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設事業(再掲) ○岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設事業(再掲)

3 農 林

(1) 概 要

本市の農業は、地形的、経済的な立地条件に恵まれ、最新技術の導入、普及により、水稻、野菜を中心とした都市農業が営まれている。

食生活の多様化、食材に対する安全志向の高まりなど、消費者ニーズに即した高品質な食糧を供給するため、合理化、省力化を進め、生産性、収益性の高い農業経営を目指している。

また、人・農地プランに基づき、農地の集積等を農地中間管理事業により推進し、担い手の育成・確保に努めるとともに、生産基盤の保全、整備を図り、魅力ある農業を目指し各種施策展開を進めている。

主副業別経営体数

主 業	準主業	副 業
162 経営体	284 経営体	1,624 経営体
7.8%	13.7%	78.5%

(2020年農林業センサス)

※ 世 帯 人 数

男	女	合計
3,474	3,539	7,013
49.5%	50.5%	100.0%

(2020年農林業センサス)

(2) 農 政

ア 農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の指定を昭和49年2月に受け、同年3月30日農用地等として利用する区域を定めた農業振興地域整備計画書案を策定、公示、同年6月許可申請書を県に提出、同年7月29日認可された。

土地利用状況

(単位：ha)

区 分	耕 地 面 積				小 計
	田	畑	樹 園 地	採草・放牧地	
全 市 域	2,734.1	538.1	336.9	21.3	3,630.4
農業振興地域	1,720.0	139.2	171.0	21.3	2,051.5
農用地区域	1,472.6	86.5	91.0	—	1,650.1

区 分	農業用施設用地	そ の 他	合 計
全 市 域	10.4	16,719.2	20,360.0
農業振興地域	10.5	1,541.3	3,603.3
農用地区域	10.4	—	1,660.5

※小数以下第2位四捨五入のため、小計・合計が一致しない場合がある。

(岐阜農業振興地域整備計画：令和6年3月)

イ 農業後継者対策

すぐれた能力と旺盛な近代的農業経営意欲を兼ね備えた後継者を育成するため、新規就農者への補助や、就農相談を行い、関係団体と連携して、サポート体制を構築する等、創意工夫に満ちた積極的な地域農業の担い手となる優秀な後継者対策に取り組んでいる。

今後は、多様な能力を持った参入者を期待して、人材は広く求めている、農地所有適格法人以外の一般法人においても、幅広く農業の担い手としての可能性を追求していく。

また、農地所有適格法人による農業経営には、経営管理能力や対外信用力の向上、労働環境の整備による従業員の待遇向上、雇用の円滑化による新規での優遇や社会保障制度上の利点があることから、営管理能力や対外信用力の向上、労働環境の整備に就農者の確保、経営の円滑な継承、さらには税制面農地所有適格法人化を進めていく。

区 分	内 容
1 経営改善、経営安定	(1) 相続税等農業経営改善研修等(随時) (2) 各部門による経営診断
2 家族経営協定の普及	(1) 資料配布(随時) (2) 家庭内における自主研修に対する資料提供
3 資金の利子補給融資	(1) 農業企業化資金 (2) 農業経営基盤強化資金
4 農業後継者対策	(1) 新規就農者への補助 (2) 就農相談等のサポート体制の構築

ウ 農業企業化資金

農業企業化資金制度は、農業者の資本装備の高度化及び経営の近代化に資することを目的として、昭和36年に発足した制度である。

エ 地産地消の推進

近年、食の安全・安心への関心の高まりや流通形態の多様化などにより、地域で生産された農産物を地域で消費する「地産地消」の推進に向けた取り組みが全国的に広がっている。

こうした中、本市では、平成27年度より特産農産物を「ぎふベジ」の愛称で認知度向上と高付加価値化を図っている。また、農業に触れ合う機会の創出や食農教育を充実させる取り組みなど下記の事業を進めている。

(ア) 岐阜市農業まつり

地元農産物の普及及び利用促進に向け、本市の農林水産業の取り組みを広く市民にPRするため、毎年秋に、地元農畜産物の直売、地元の食材を使った料理の提供や地産地消の体験コーナー、パネルの展示などを行う「岐阜市農業まつり」を開催している。

(イ) ぎふベジ・ぎふ〜ど推進事業

岐阜連携都市圏5市3町（岐阜市、羽島市、本巣市、山県市、瑞穂市、北方町、笠松町、岐南町）で連携して、専用ホームページやSNSを活用した情報発信、イメージガールを活用した各種イベントの実施等により、圏内の特産農産物23品目を「ぎふベジ」としてブランド化を進めるとともに、地場産品を積極的に取り扱う飲食店等を地産地消推進の店「ぎふ〜ど」として認定し、地産地消及び農業振興を推進している。

(3) 作物

本市における令和5年産水稻の作付面積は1,344ha、作付農家数3,595戸で1戸当たり平均約37.4aであった。

米の生産調整を推進するために、水稻と転作とを合理的に組み合わせた土地利用方式、生産方式に誘導するため、地域ぐるみの話し合いに基づく水田農業ビジョンにより、ぎふ銘柄米のハツシモ、コシヒカリ、いちご、枝豆、野菜等の栽培を推進している。

水稻については2カ所の育苗施設（受益面積600ha）を活用して、早植えの普及と普通植えを計画的に指導、施設、機械の効率利用を図っている

米麦の乾燥調製については、大規模乾燥調製施設（2カ所のコントリーエレベーター）で年間米2,145.2tほどを処理しているほか、市内の中小ライスセンターでも処理している。また、特別栽培米の専用処理用ライスセンターについても増強整備されている。

また、農作業の受委託、高能率生産組織の育成強化を積極的に推進するため、元気な農業産地構造改革支援事業等により機械化営農組合を中心に大型農業機械を配備して一貫作業体系の受委託の促進を図って、品質、収量の向上等による低コスト化を目指している。

水稻栽培技術の普及については、農協・県農林事務所農業普及課等が中心になり「水稻栽培こよみ」を作成し、配布するほか、各地で「青空教室」を開催し、生産安定と農薬の安全使用基準の徹底を図り『豊かで明るい農業』の推進に努力している。

(4) 園芸

ア 野菜園芸

本市の野菜園芸は、市の中心部を流れる長良川流域に広がる砂質土地帯で耕土が深く野菜生産に恵まれた土壌条件で、えだまめ、だいこん、ほうれんそう、こまつな等が栽培されている。えだまめは全国上位の出荷量を誇り、また、主に粕漬け用の守口だいこんとともに本市の特産品になっている。

また、食品安全、環境保全、労働安全などの観点から農業生産工程を管理する「ぎふ清流GAP評価制度」への取り組みが行われている。

イ 果樹園芸

果樹の生産は長良川北部の山麓及び平坦地に小集団を形成している。果樹の80%が柿であり、品種は富有を主体に早生富有、早秋、太秋である。

栽培の歴史は古く50年生以上の園が、5割以上を占めている。販売は、主にJAぎふが導入した、カラーセンサー選果機により一元共同出荷している。

梨は、幸水、豊水を主体にした栽培であり、野鳥、害虫対策としてネット被覆栽培が普及している。

ぶどうは、長良地区で集团的に生産されており、品種はデラウェアを主体に巨峰、ベリーA等が栽培されている。販売形態は立地条件を活かした観光農園と沿道販売であり、シーズン最盛期には20軒ほど売店が立ち並ぶ。

ウ 花き園芸

花き園芸は、昭和10年頃から切り花（球根類）の栽培に始まり、多種多様な品種が小規模ビニールハウスや露地にて栽培されていた。

鉢物については、岐阜花き流通センターが設立され、全国の市場に出荷可能となったため、少品目、大量生産による周年出荷や多品目による作型の組み合わせ等大規模経営を行う生産者が現れ、この地域を全国有数の鉢物産地としている。

現在は、消費者ニーズが多様化しているため、流行の先取りや売れる商品の開発が必要であり、

今後は、高品質、低コスト、高付加価値、減農薬など時代のニーズに合わせた栽培技術と経営努力が求められている。

エ 朝市・夜市

水田転作地の有効利用により、少量多品目を生産する農業者が直接市民と接し相対販売が行われており、消費者とのふれあいの場となっており好評を得ている。

安全・安心・新鮮な農産物の供給と地産地消の推進を目的に、主なものとして、各地区の朝市と岐阜夜間市場組合がある。

(5) 薬用作物の産地化

ア 取り組みの背景

我が国の漢方製剤・生薬の原料となる薬用作物は、約8割を中国からの輸入に依存している状況であるが、中国の輸出規制等により輸入価格が上昇しており、漢方薬メーカーから国内需要の拡大へのニーズが高まりつつある。また、耕作放棄地の活用や地域活性化につながる栽培作物として国内生産への関心が高まっている。

このような状況の中、本市が新たに薬用作物の産地化に向けた栽培を開始する背景として、天武天皇時代（685年）に天皇の病気を治療するため、百濟から僧ら2人を美濃の国に送り、薬草の煎じ薬を作らせたという最古の記述が日本書紀にあり、美濃の国（岐阜）が製薬業発祥の地といわれていることがある。

また、織田信長公が岐阜入城翌年の1568年にポルトガルの宣教師にヨーロッパから3,000種類の薬草を持参させ、伊吹山麓に50町歩の薬草園を作らせたという記述が江戸時代の書物にある。

さらには、本市が設置している岐阜薬科大学の薬草園で薬用植物を研究していることなどがある。

イ 平成27年度からの取り組み

平成27年3月に、公益社団法人東京生薬協会及び独立行政法人医薬基盤研究所（現国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所）と連携協定を締結（令和2年3月に3年間延長、令和5年3月に2年間延長）し、意欲ある生産者で構成される「岐阜市薬用作物栽培協議会」を中心として、薬用作物であるキキョウ、カワラヨモギ、ジオウ等の栽培を開始し、適正品目を見極めて栽培マニュアルを作成すると共に、これらを専門的に実施する仕組みの構築と収益性の向上を図り、自立した薬用作物の産地化に向けて取り組んでいる。

(6) 生産調整推進対策

ア 概要

農業者の減少・高齢化・農業所得の激変、農村

の疲弊など我が国の農業が危機的な状況にある中、平成23年度から食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくことを目的として、「経営所得安定対策（旧：戸別所得補償制度）」の本格実施が始まった。

イ 転作等実績（令和5年度）

米生産目標数量(t) (作付可能面積ha)	米生産数量(t) (作付面積ha)	実地農家数 (戸)	実施面積 (ha)			
6,878 (1,457)	6,330 (1,344)	6,975	合計	転作	調整 水田	自己保 全管理
			1,166	836	7	323

ウ 主要作物別転作実施状況（令和5年度）

(単位：ha)

麦 類	豆 類	飼料作物	果 樹	野 菜
172	74	161	67	257

(7) 林 政

ア 林野の概況

本市の森林は都市近郊林として林業生産活動の場のみならず、近年は地域住民から、森林の持つ水源涵養機能、あるいは自然環境保全に対する充実が一層要請されているところである。

しかし、都市近郊林は種々の要因により放置荒廃化が進行している状況にあり、本市においては、都市における森林の公益的機能を重視し、森林の適正な管理の推進並びに活性化を本市林政の基本方針としている。

なお、森林面積は6,041ha（国有林の金華山220haを含む）で市の区域面積の約30%を占めている。

イ 造林補助事業

森林は、水源涵養機能、洪水緩和機能、二酸化炭素吸収機能等の公益的機能を有する社会的資産である。このため、社会全体で森林の適正な整備及び保安を図り公益的機能の発揮を確保する必要があることから、本市では、森林所有者が森林組合を通じて実施する新植事業や間伐、あるいは下刈、除伐、雪起等の保育事業の経費の一部を補助している。

	対象面積	補助金額
令和5年度	5.97ha	319,445円

ウ 林道整備

林道は林産物の搬出等林業の合理的経営と森林の適正管理に必要な基幹となる施設であり、造林保育・伐採等森林施業の展開にあわせて計画的に整備している。

令和6年4月1日現在、林道の路線数は、23路線、延長は24,500mである。

エ 治山事業

近年宅地開発の進展に伴い、集中豪雨による山崩れ等の山地災害発生の危険度も高くなっているため、予防治山、復旧治山、並びに県単・市単治山等の総合計画的施行を進め、森林の保全並びに地域住民の安全確保に努めている。

オ 分収造林「たずさえの森」事業

市民の心のふるさとである長良川の清流を守るため、本市と長良川上流域の自治体が共に手をたずさえながら緑を確保し、森林資源の造成を図るとともに、治山・治水の立場から林業を通して双方の友好を深めていくことを目的に、昭和57年度から本事業を実施している。

昭和57年度、現在郡上市の旧高鷲村から順次旧白鳥町・旧大和町・旧八幡町・旧美並村・旧明宝村・旧和良村へと拡大し、現在は保育事業を実施している。

さらに、平成8年度以降は、長良川の支流である板取川、津保川、武儀川の上流域へと拡大し、現在関市の旧板取村・旧上之保村・旧洞戸村・旧武儀町・旧武芸川町、現在山県市の旧美山町と分収契約を締結している。

また、平成21年度には関市（下之保地内）と事業拡大の契約を締結し、現在は郡上市・関市・山県市の3市との間で69.88haの契約を締結し、約17万本を育林している。

（8）自然環境保全

ア 環境緑化

本市の森林面積は、6,041haと市全体の約30%を占めているが、経済性の低さ、林業労働力の減少、松くい虫被害のまん延、まつたけ生産の激減等により放置荒廃化が進行している。

一方、近年都市化の進展により市民には身近な自然、とりわけ緑に対しての関心が高まってきている。

本市は、市民が要請する自然とふれあう憩いの場として都市近郊森林の活用を考え、昭和59年度から市の北東部、山県北野地内のファミリーパーク後背地の森林において都市近郊緑化推進モデル事業（林野庁補助事業）を実施した。区域面積35haに、環境保全機能、保健休養機能、教育機能、文化施設保全機能を複合的に発揮できるようにモデル計画を樹立し整備を実施した。具体的整備内容は次のとおりである。

（ア）レクリエーションの森

- ・山菜の森
- ・照葉樹の森
- ・野鳥の森
- ・水生植物園
- ・四季の森の造成

（イ）みんなの森

- ・記念樹の森（ふるさとの森）の造成

（ウ）野外教育の森

- ・昆虫の森
- ・落葉の森
- ・きのこの森
- ・ドングリの森
- ・森林施業モデル林（体験の森）
- ・ツツジの丘の造成

イ 有害鳥獣対策

近年、イノシシ、シカ、ヌートリア、アライグマによる農林産物や生活環境の被害が発生している。

イノシシ等侵入防止柵資材費の支援のほか「有害鳥獣捕獲事業」として、市から猟友会にイノシシ、シカ等の捕獲の委託を行ったり、アライグマ等については民間業者と契約し、被害調査を行うほか、被害を受けている市民の方に捕獲用のはこわなの貸出を行うなど、農林産業の健全な発展や生活環境の保全に努めている。

ウ 鳥獣飼養登録関係事務

平成24年4月より、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鵜飼漁業への利用目的で飼養する鵜等を対象として、鳥獣飼養登録の事務を行っている。

エ ホタルの保護

夏の風物詩として親しまれてきたホタルは、住宅開発等による水質の汚濁や河川改修等により、その姿を消していた。しかし、近年になって、水質等の改善や地域住民の努力により、再びその姿を現すようになり、主に長良川以北の中小河川に発生、飛翔している。

本市では、地域住民による自主的な保護団体が組織され、ホタルの保護が行われている。

（9）保健休養

ア 保健保安林

都市住民が要請する森林の保健休養機能の充実を図るため、保健保安林572haを指定し、市民の憩いの森としての施設整備を実施している。

イ 岐阜市広域総合生活環境保全林整備事業（ながら川ふれあいの森）

（ア）整備の目的

本市の森林は、都市近郊林として林業生産活動の場としてだけでなく、土砂の崩壊流出等の災害の防止、水の流出調整や洪水の防止等の水源涵養、大気浄化、自然環境の保全など多様な機能を通して、古くから地域住民の生活と深く関わっている。

さらに近年、市民の余暇活動の増大により、自然とふれあう等「心のゆとりとうるおい」が求められている。そこで本市では、市民参加による森づくりを目指し、保健・文化・スポーツ・レクリエーション資源であり良好な景観を形成する環境資源である森林を、特色ある市民

の憩いの森として利用するため、平成４年度から整備を進め、平成１２年１１月１日、「ながら川ふれあいの森」を開設した。

(イ) 区域及び面積

三田洞、長良岩舟、長良古津、加野及び岩井地区に広がる森林地域２３３ha

(ウ) 施工期間

平成４年度～１３年度

(エ) 施設概要

- ・管理車道（幅員４m全長８km）
- ・管理歩道（幅員２m総延長２０km）

- ・その他、林間広場や水辺環境施設（調整池）
- ・キャンプ場等のレクリエーション施設
- ・あずまや、ベンチ等の休憩施設
- ・四季の森センター、駐車場、トイレ等の便益施設
- ・その他、展望台、薬木の広場、野鳥観察施設、炭焼き施設等

(オ) 指定管理者

株式会社木の国

(カ) 使用料

(令和６年４月１日)

施設名	種別	区分	単位	金額
四季の森 セ　ン　タ　ー	多　目　的　室	４月、１０～３月	午　　前	１，８８０円
			午　　後	２，５１０
			全　　日	３，９８０
		５～９月	午　　前	１，８８０
			午　　後	２，５１０
			夜　　間	１，８８０
			全　　日	５，６５０
	付　属　設　備	冷暖房費 （６～９月、１１～３月）	１時間 ３１０円	
シャワー１回（３分）			１００円	
キ　ャ　ン　プ　場	テ　ン　ト　区　画	昼　　　　　間		５２０
		１　　泊（５～９月）		１，０４０
	キ　ャ　ン　プ　備　品	テント	１　　張	３１０
		炊飯セット	１　　組	１，０４０
		毛布	１　　枚	２００
		シーツ	１　　組	２００
	炭　焼　き　広　場	炭　焼　き　窯		１　　回

(キ) 今後の利用計画

整備された諸施設を十分活用して、広く市民が身近な森林浴、自然散策、レクリエーション、スポーツを楽しむ、また、自然をそのまま活用する自然観察会や多種多様な自然活動を行うなど幅広い利用が期待される。

(10) 森林レクリエーションの推進

ア 東海自然歩道管理

本市を通る東海自然歩道は、芥見地区の老洞峠から市内北部を横断して、網代地区の伊洞に至る延べ３１．３kmで、沿道は松林に囲まれ、特に小島山頂上からの眺望がよい。

これらの管理として、パトロール、草刈り、歩道施設補修等を行っている。

イ 萩の滝周辺ミニ生活環境保全林

近年、自由時間を利用して、手近な所で森林浴を楽しむ人々が増えており、森林を保健休養、レクリエーション等自然を親しみ健康づくりをする場として整備し活用することが都市住民から要請されている。

「萩の滝周辺ミニ生活環境保全林」は長良橋上

流約１．５kmの長良川右岸に近接した山紫水明の地として知られる長良志段見「松尾池」周辺に市民の「憩いの場」として開設した。（昭和６３年度ミニ生活環境保全林整備モデル事業による。）

この付近一帯はぎふ水と緑の環境百選「萩の滝と松尾池」及び岐阜県の名水５０選「岩舟溪谷萩の滝」に選定されているところであり、また管内東海自然歩道沿線の一番の景勝地として日頃から市民の保健休養、森林レクリエーションの場として利用され、親しまれている。

具体的整備内容は次のとおりである。

(ア) 松尾池の外周に幅２．０m、延長３８６mの遊歩道の開設

(イ) 遊歩道沿い森林の下刈、不良木、不用木の除去等（自然林改良１．０ha）

(ウ) 遊歩道沿いに、アジサイ、ヒラドツツジ、ヤマハギ等全１１種類計１，２００本の花木を植栽（自然林造成）

(エ) 休憩所、広場及び利用施設（東屋１棟、野外卓、樹木名札ほか）

(11) 土地改良事業

昭和24年の土地改良法制定後、本市では昭和から平成にかけて62地区38の土地改良区が設立され、市内の9割以上では場整備事業により土地改良が実施されている。現在、市内には15の土地改良区、市町村をまたがる4の土地改良区及び67の農業施設維持管理団体があり、地区内の農業用施設の維持管理を行っている。

ア かんがい排水事業

ほ場整備事業等により設けられた農業用水利施設の一部は老朽化が進んでおり、施設の維持管理が必要である。よって、農業用水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るため、かんがい排水事業による施設の改良、新設を実施している。

イ 農業用ため池整備事業

市内35箇所の農業用ため池について、防災・減災の観点から、岐阜県が令和3年度より概ね10年間を計画期間とする「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を作成した。現在、この計画に従い劣化状況調査や耐震・豪雨耐性評価を実施し、危険性の高いため池の防災工事等の実施や、豪雨時の避難行動計画（タイムライン）の作成を行っている。

ウ 多面的機能保全管理活動

地域の共同活動によって支えられてきた自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観形成等といった農業・農村が有する多面的機能は、高齢化や混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、機能の発揮に支障が生じている。

そのため本市では、平成26年度から多面的機能保全活動にかかる支援を行っている。

現在、12の活動組織が、地域資源の保全管理活動を推進する「農地維持活動」、施設の軽微な補修を行う「資源向上活動（共同活動）」、農業用排水路等の長寿命化のための更新等を行う「資源向上活動（長寿命化）」から、1つ又は複数の活動に取り組んでいる。

エ 土地改良施設維持管理適正化事業

適正化事業は、施設管理者の施設管理に対する意識を高めるとともに、施設の機能の保持と耐用年数の確保を目的とし、揚水機や取水施設等の農業水利施設の整備補修を行うものである。施設管理者は、その施設について土地改良事業団体連合会の診断・管理指導を受けること、適正化事業に加入し、向こう5年間整備補修を行うために必要な経費の一部を毎年積立てることで、この事業を活用することができる。

本市においても、この事業を活用し、施設の適正な維持管理を行っている。

才 土地改良事業一覧表

(令和6年4月1日)

土地改良区名	受益面積 (ha)	組合員 数(人)	許可 年月日	着手 年月日	工事完了 年月日	事業費 (千円)	換地総会	換地計画 認可	解散 認可	摘要
石谷	60	87	昭25. 7. 8	昭24. 4. 1	昭28. 3. 31	9,100	昭39.12.18	昭40. 4.24	昭46. 5.18	ほ場整備
長良	79	331	26. 9.10	25.12.10	30. 3.28	13,490		34. 3.23	39.10.20	〃
岩崎	57	131	28. 4.10	26.11. 1	29. 3.21	11,507			44. 5.19	〃
折立	86	127	28.11.10	28.10	33. 3.31	18,000	44. 1.11	44. 8.27	48. 1.25	〃
岩利	82	161	29. 4. 8	28.12. 2	32. 3.31	16,257	41. 3.28	41.10.20	47.12. 7	〃
東改田	50.3	120	29.10.19	29.10	33. 3.31	7,520	45. 2.27	45. 4. 9	62.10.26	〃
荒田川南部	1,152	1,666	29.12.12	30. 1. 4	38. 3.31	175,612			53. 9. 8	〃
鶉工区							46. 3.30	47. 4. 7		〃
茜部工区							45. 3.25	45. 7		〃
三里工区							41.12.21	42. 3.31		〃
日置江工区							41.12	42. 3		〃
佐波工区	467			30	36	73,482				〃
柿ヶ瀬	13	87	30.11.13	29.10	33. 3.31	3,500		38. 7. 5	44. 3.31	〃
村山	29	54	31. 4. 3	30.12	33. 3.31	5,700	40. 9	41. 3.18	44. 4. 9	〃
西改田	29	84	33.11.25	33. 2	36. 3.31	5,000	43. 9.28	44. 1. 7	56. 6.12	〃
安食	40	88	33.12. 2	33.12	36. 3.31	6,800	40. 9.22	41. 2	57.10. 4	〃
東部	635	1,471	34. 5.21	34.12	42. 3.31	191,018			60.12.26	〃
第1工区							48. 3.30	49. 3.19		〃
第2工区							47. 7.28	49. 1.28		〃
第3工区							48. 2. 2	49.10.15		〃
第4工区							47. 3.22	47. 9. 8		〃
第5工区							48. 1.27	50. 1.27		〃
第6工区							48. 1.27	52. 9.13		〃
第7工区							49. 3.25	51. 9.20		〃
第8工区							46. 3. 6	46. 9.14		〃
下川手	55	272	35. 1.19	35. 2	37. 3.31	18,150	52. 6.29	54. 3.20	55.11.11	〃
山県用水石原工区	40	58	36.12.21	36.11.20	38. 3.31	4,300	45. 2.24	45. 6.23		〃
太郎丸工区	116	320	38.11.13	38. 1.15	41. 3.31	113,539	47. 2.12	47.11.30		〃
福富工区	220	385	39. 6.16	38.12.16	43. 3.25	176,090	47. 3.28	48.11.17		〃
門屋工区	49	250	40. 7.30	45.10. 1	53. 4.30	149,850	51. 8.12	53. 2.13		〃
北野工区	142	307	40. 7.30	46. 9.18	53. 4.30	346,900	51. 8.12	53. 2.13		〃
春近第1工区	36	225	45.10. 2	45.11. 2	49. 3.30	74,236	49. 3.30	50. 1.24		〃
春近第2工区	67.5	145	46.10. 2	45.11. 2		138,000	57. 2.22	58. 2.25		〃
尻毛橋北部	221.6	454	37. 8.18	37.12. 8	42. 3.31	142,514			55. 3. 4	〃
木田							48. 3.28	49.11. 5		〃
七郷							47. 2.21	47.12.13		〃
市橋鏡島	386	983	38. 4.16	38.12	41. 3.31	273,660	48. 3.26	49. 9. 7		〃
羽島南部	338		38. 8. 9	39	43	340,202	——	——	——	〃
境川中部	39	268	38.10.25	39. 4	40. 3.31	9,670	49.11.20	52. 1.26	54. 3.10	〃
栗野	107.4	295	39. 5.14	39. 4.20	43. 3.31	66,299	47. 3.30	48. 3.22	平 8. 3.28	〃
西郷	337	470	40. 5.31	41.11.19	49. 3.31	557,213	54. 8.28	56. 3.24	昭61. 9. 5	〃
〃	64	85	40. 5.31	40.11.15	42. 3.20	52,633	54. 8.28	56. 3.24	61. 9. 5	構造改善
領下	33.4	256	41. 5. 9	41,12, 7	46.12.29	29,464	48. 3.29	49. 5.16	53. 7. 3	ほ場整備

土地改良区名	受益面積 (ha)	組合員 数(人)	許可 年月日	着手 年月日	工事完了 年月日	事業費 (千円)	換地總會	換地計画 認可	解散 認可	摘要
下 岩 崎	2	30	昭41. 5. 9	昭41. 5. 6	昭42. 3. 31	1,240	－ － －	昭60. 5. 13	——	ほ場整備
岩	173	532	41. 5. 28	41. 12. 1	46. 3. 31	159,545	昭56. 3. 27	57. 3. 15	昭59. 6. 28	〃
七 郷 西 部	34	69	42. 2. 4	42. 2. 10	43. 3. 31	20,000	45. 7. 14	46. 2. 5	57. 6. 21	〃
網 代	226	356	41. 7. 28	42. 12. 2	58. 11	513,700	58. 11. 29	59. 4. 23		〃
芥 見 地 頭 方	51.6	204	43. 11. 4	43. 11. 25	47. 3. 31	64,450	48. 2. 11	49. 4. 8	51. 2. 27	〃
芥 見	117.8	463	44. 10. 21	44. 12. 20	50. 12. 31	210,146	51. 2. 25	51. 10. 30	53. 7. 19	〃
芥 見 (畑)	28	226	44. 10. 21	46. 9. 6	48. 3. 31	40,539	51. 2. 25	51. 10. 30	53. 7. 19	畑総整備
黒 野 南	42.7	117	43. 11. 4	43. 1. 10	45. 6. 15	42,260	48. 1. 22	48. 12. 5	50. 2. 5	ほ場整備
黒 野	102	219	45. 9. 21	45. 11. 25	51. 3. 20	244,796	51. 3. 29	51. 11. 20	53. 4. 10	〃
合 渡 曾 我 屋 工 区	97	270	45. 8. 28	45. 11. 2	50. 2. 20	254,130	51. 3. 30	59. 3. 31		〃
寺 田 工 区	107	286	45. 8. 28	46. 9. 30	51. 3. 25	319,830	51. 3. 30	59. 3. 31		〃
一日市場工区	36	190	45. 8. 28	45. 11. 21	47. 3. 25	351,000	49. 11. 19	54. 5. 1		畑総整備
合 渡 南 (第 1)	28.5	109	49. 9. 6	49. 10. 23	50. 8. 10	211,438	51. 2. 16	51. 10. 23		ほ場整備
合 渡 南 (第 2)	29	126	50. 2. 10	50. 2. 27	50. 11. 10	219,182	51. 2. 16	51. 10. 23		〃
彦 坂	41	79	46. 9. 25	46. 12. 1	51. 3. 20	122,270	51. 3. 25	52. 2. 5	53. 5. 9	〃
出 屋 敷	33	72	47. 10. 12	47. 11. 25	52. 3. 20	107,940	53. 3. 24	53. 11. 1		〃
佐 野	29	63	51. 10. 22	51. 12. 1	54. 3. 20	230,635	55. 3. 16	55. 10. 6		〃
古 市 場	34.4	74	54. 3. 5	54. 3. 15	57. 3. 20	94,900	57. 5. 28	58. 3. 25		〃
芋 島	0.58	13	52. 6. 17	52. 8. 1	55. 3. 20	820	－ － －	55. 4. 26	——	〃
鶴 田	0.73	7	54. 3. 5	54. 3. 20	55. 3. 20	5,870	－ － －	55. 7. 8	——	〃
東 板 谷 (市 営)	12.2	70	52. 11. 14	52. 11. 1	54. 3. 30	60,328	54. 3. 10	54. 7. 20	——	同和対策
南 畑	2.3	21	51. 9. 12	51. 9. 1	53. 3. 30	——	－ － －	56. 8. 3	——	災 害
城 田 寺	52.2	86	56. 5. 18	56. 4. 1	平元. 1. 31	409,000	63. 10. 4	平元. 2. 10		ほ場整備
加 野	10.6	37	58. 9. 5	58. 10. 1	昭63. 2. 29	63,000	61. 10. 7	昭62. 4. 8	平11. 8. 9	〃
柳 津 町 高 桑	23.07	176	——	——	平 4. 3	97,000	平 4. 12. 6	平 5. 8. 2	——	〃
正 木	1.0	15	平 6. 3. 10	平 6. 11. 15	7. 5. 31	29,340	7. 6. 19	8. 3. 1	——	〃
方 県 村 山 工 区	22.3	50	昭63. 3. 25	3. 4. 1	10. 3. 20	369,790	9. 7. 16	10. 2. 28		県営ほ場整備
安 食 工 区	43.2	129	〃	昭63. 4. 1	11. 9. 8	566,670	10. 12. 25	11. 9. 7		〃
岩 利 工 区	65.1	159	〃	平 2. 4. 1	12. 3. 10	1,024,147	12. 2. 24	12. 6. 27		〃
石 谷 工 区	53.4	137	〃	昭63. 4. 1	13. 3. 26	626,395	12. 9. 4	12. 12. 20		〃
岩 井	6.3	39	平 8. 9. 18	平 8. 12. 24	14. 12. 26	470,660	14. 12. 28	15. 3. 6		農村総合整備
下 城 田 寺 1 期	21.8	149	令 3. 4. 16	令 5. 8. 7			－ － －			ほ場整備
下 城 田 寺 2 期	26.5		令 5. 3. 31				－ － －			〃
合 計	6,584.48									

(注) 「——」不詳、「－ － －」必要なし

4 畜産、水産

(1) 概要

本市の畜産は、都市近郊という立地条件を生かした経営で発展してきた。近年では、経済の低成長、輸入の自由化が行われる中、食生活の変化により、国産食肉の消費は増加している。しかし、飼料をはじめとする生産資材は不安定要因が多いだけに、経営の近代化、合理化に努めているが、混住化が進行したことにより環境保全対策の問題が生じており、このことが畜産の振興発展を阻害する要因となっている。

こうした厳しい条件の中で、都市近郊の特色ある畜産振興を重点的に推進している。

家畜の飼養状況

(令和6年2月1日現在)

区分 種別	飼養頭 羽群数	飼養 戸数	1戸当たり 飼養頭羽群数
乳用牛	90 頭	3	30 頭
肉用牛	1,189 頭	11	108 頭
豚	1,549 頭	1	1,549 頭
鶏	1,108,822 羽	4	277,205 羽
蜜蜂	361 群	11	32 群

ア 重点施策

- (ア) 畜産経営の合理化
- (イ) 家畜飼養環境の整備
- (ウ) 家畜防疫衛生対策

イ 畜産総合施策

- (ア) 畜産経営指導
- (イ) 家畜診療及び家畜人工授精
- (ウ) 畜産共進会の後援
- (エ) 畜産物の流通対策

(2) 各畜産の状況

ア 乳用牛

生産コストの低減と経営の安定を図るため、河川敷草地を利用して、効率的に粗飼料を生産し、自給率の向上を図っている。また、雌雄判別精液を利用した人工授精や受精卵移植により後継牛の確保に努め、新鮮で安全・安心な牛乳の供給と経営の近代化、合理化を推進している。

イ 肉用牛

県内外の黒毛和牛主要生産地から血統を重視した肥育素牛の導入、繁殖～肥育の一貫生産、肥育技術の確立によって、ブランド牛「飛騨牛」の安定的生産に努めている。さらに、家畜保健衛生所との定期的な巡回指導、先進地視察の実施により最新の肥育技術の導入を図り、経営の近代化と肉質の向上を目指している。

ウ 養豚

養豚は子豚から肥育までの一貫生産を行い、「美濃ヘルシーポーク」、「美濃けんどん」の生産によりブランド化を図っている。さらに、優秀な系統豚の導入により肉質の向上を図り、経営の企業化を推進している。

エ 養鶏

本市は、初生ヒナの生産地として全国的に知られている。都市圏内の養鶏として鶏卵の高品質化や銘柄商品などの特殊鶏卵の開発・研究に努め、経営の基盤整備を図り、さらに疾病に対する各種予防注射の実施等防疫衛生対策を推進することにより経営の安定と近代化を図っている。

オ 養蜂

本市は近代養蜂の発祥の地として発展してきた。しかし、害虫や自然環境の変化によって採蜜量が減少してきており、経営基盤確立のため果樹・いちご生産農家と連携したポリネーション事業を推進している。

(3) エコプラント椿

家畜ふん尿に起因する環境問題が深刻化していたため、家畜ふんと小中学校等公共施設から出る給食残さをブレンド発酵させ、環境にやさしい良質なたい肥を生産する堆肥化処理施設「エコプラント椿」を整備し（事業期間平成9～11年、事業費345,000千円）、平成12年4月から本格稼働している。

ア 事業目的

- ・畜産環境の改善
- ・学校給食残さ等の再資源化
- ・良質堆肥の生産

イ 施設概要

所在地 岐阜市椿洞813-3

建物面積 1,463.83㎡

(管理棟、製品保管庫含む)

処理能力 10t/日

堆肥生産量 324t (令和5年度実績)

販売価格 330円/15kg袋

(100袋以上260円/15kg袋)

※令和6年4月1日現在

(4) 水産

夏の風物詩「鵜飼」に代表される長良川を中心とした内水面漁業は、春の「長良川サツキマス」、夏の「アユ」、秋の「モクズガニ（もみじがに）」が季節の味覚として有名であり、観光面にも大きく貢献している。

こうした中で、長良川産天然アユ保護増殖のために、稚魚放流及び天然アユの受精卵を用いた人工ふ化を実施し、水産振興に努めている。

「清流長良川の鮎」は平成27年12月15日に国際連合食糧農業機関（FAO）で開催された世界農業遺産運営・科学合同委員会において、世界農業遺産（GIAHS）に認定された。

また、長良川下流域7市2町と長良川漁業協同組合により構成された、長良川下流域魚族保護対策協議会により、アユ増殖に加えて銀毛アマゴ、カニなどを放流し、魚族保護増殖に努めるとともに、河川環境保全を図っている。

5 岐阜産業会館

（1）設置経緯

地域産業の発展と地域社会の文化の向上に寄与するため、市制80周年記念行事の一環として、県と共同で設置、昭和45年8月6日竣工した。しかし、開館から50年が経過し、施設の老朽化が著しいことなどから、令和3年3月末をもって貸館を廃止した。

（2）管理運営

地方自治法第252条の2第1項の規定により、県と岐阜産業会館に関する事務を共同して管理及び執行するため岐阜産業会館運営管理協議会を設置し、令和3年4月からは県及び市で直営管理としている。

（3）施設概要

場 所	岐阜市六条南2丁目11番1号
敷地面積	12, 187㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上7階、塔屋3階
規 模	建築面積 4, 787㎡ 延床面積 12, 643㎡ 低層部 3, 067㎡ 高層部 6, 049㎡
建 設 費	1, 521, 726千円

6 中央卸売市場

（1）概 要

ア 建設の経過

かつて本市には長住町及び元町を中心とする一帯に総合卸売市場街が形成され市民生活に直結する市場としての役割を果たしてきた。しかし自動車輸送の増大、消費人口の増加や流通機構の変容により、この民間市場は狭あい、混雑を極めたため全面移転し、中央卸売市場を建設する機運が高まった。そこで昭和28年市内敷島町地内に用地21, 874㎡を確保し、翌29年に整地を完了した。しかし昭和31年度から市の財政は「地方財政再建特別措置法」の適用を受けたため新規事

業の中止、縮小の措置が余儀なくされ中央卸売市場の計画も延期されることになった。

このような財政事情から一旦計画が立ち消えたものの、その後市勢が躍進すると共に消費生活は多様化し、民間市場では輸送手段、流通等に支障が起こり、中央卸売市場建設が必要となってきた。

ここに開設への機運は再び高まり昭和41年4月、業界、市議会、生産者、消費者、関係機関等の代表者をもって岐阜市中央卸売市場建設協議会（委員50人）が設置され、将来の流通機構の変革を考慮しつつ協議を重ね、建設事業に着手した。同43年1月に茜部用地を買収、翌年4月起工、12月には下川手用地を追加買収し、同46年4月に新市場が竣工した。同年7月14日開場式を行い、同月19日業務を開始した。

イ 業界の統合入場

（ア）卸売業者

昭和45年5月に青果部2社の組み合わせが決定に至り、同年5月21日に4社を統合して新会社岐阜中央青果株式会社（資本金6, 000万円）が、昭和46年2月18日には5社を統合して、新会社岐阜岐阜青果株式会社（資本金6, 000万円）が設立された。

水産物部においては、昭和46年1月に2社の組み合わせが決定に至り、同年6月1日には2社を統合し、新会社株式会社岐阜魚介（資本金8, 000万円）と2社を統合した新会社岐阜丸魚株式会社（資本金6, 000万円）が設立された。

なお、青果部の旧卸売業者中2社は新会社に加わらず、1社は場外において冷蔵庫業、残る1社は青果仲卸として入場した。開場以降、青果部2社、水産物部2社での運営が続いていたが、令和3年1月に岐阜中央青果株式会社が岐阜岐阜青果株式会社を吸収合併したため、現在青果部の卸売業者は1社のみとなっている。

（イ）仲卸業者

入場対象業者は青果関係5組合140業者、水産関係4組合80業者で、建設計画を進める中で開場時における許可数を青果部40、水産物部31とすることとし、各組合の組合員数、総取扱高等に応じて組合別割当数を示し、それ以内で統合、合併を行うよう昭和45年11月に要請。その後各組合でそれぞれ協議、調整に努力、市も調整に当たった。その結果青果部40、水産物部31の新会社の組み合わせが決まり昭和46年7月16日許可入場となった。

（ウ）関連事業者

入場を希望する関連事業者を対象に、それぞれの業態別に建設計画の中で定められた店舗数を従来の営業実績等を基準に割当てて入場者を

決定した。

ウ 機構整備補助と業界育成

中央卸売市場機構整備計画に基づいて旧卸売業者、仲卸業者並びに関連事業者が旧会社及び旧店舗を廃止、新会社を設立又は個人営業として移転入場をしたのであるが、これら旧会社（個人営業を含む）に対する補助金に代わるべく機構整備補助金と新会社（個人を含む）に対する施設整備補助金、新卸売会社、仲卸会社に対しては健全経営育成のための運営資金等の融資に対する利子補給等を次のとおり実施した。

機構整備補助金（昭和46～49年度）

旧 卸 売 業 者	70,800 千円
旧 仲 卸 業 者	45,500
旧 附 属 営 業 者 連 合 会	1,000
小 売 協 同 組 合	1,500
合 計	118,800

施設整備補助金（昭和46～48年度）

仲 卸 業 者	7,300 千円
関 連 事 業 者	15,090
合 計	22,390

利子補給（昭和46～48年度）

卸 売 業 者	27,037 千円
仲 卸 業 者	17,875
小 売 協 同 組 合	1,800
合 計	46,712

上記のほか間接的に業界の育成、市場を発展させるため使用料については、条例の定める額を規則により昭和46年度から昭和55年度まで減額措置が講じられた。

エ 市場施設整備工事

市場開設以降、供給圏内の人口及び取扱量の増加、輸送形態の変化などに対応するため、平成元年度から3年にわたり卸売場の拡張、仲卸店舗・低温売場・プレハブ冷蔵庫の設置など大規模増改築等を行った。また、平成22年度に卸売棟の耐震補強工事を施工、平成27年度には太陽光発電システムを設置して、より安全で環境にやさしい施設へと改善した。

オ 開設運営協議会等の運営状況

市場の運営管理の適正を期するため市議会、関係機関の代表者、業界、生産者、消費者等の委員からなる開設運営協議会並びに業界代表による青果水産取引委員会を設置し、市場の整備計画、流通対策、施設の運営、取引の公正等についてそれぞれ調整を図っている。

（2）施 設

位 置	茜部新所2丁目5番地
敷地面積	123,952㎡ (本場93,387㎡ 関連30,565㎡)
建物面積	72,930㎡

建物の用途及び構造（令和6年4月1日）

施設名	用途	構造等	面積(㎡)
卸 売 棟	卸売場、低温売場 528 ㎡、業者事務所、屋上駐車場	鉄骨一部鉄筋コンクリート造2階建	23,225
仲 卸 売 棟	仲卸売場、業者事務所、立体駐車場、屋上駐車場	鉄筋コンクリート造3階建	26,254
管 理 庁 舎	管理事務所、検査室	鉄筋コンクリート造4階建	1,774
公 用 車 庫	車庫	コンクリートブロック造平屋建	36
No. 2 関 連 店 舗	岐阜青果協同組合、関連利便店舗	鉄筋コンクリート造2階建	445
パ ナ ナ 加 工 室	バナナ加工室	鉄筋コンクリート造平屋建(塔屋2階)	605
充 電 庫	電動車の充電庫	鉄骨造平屋建	149
活 か し 場 棟	淡水魚活かし場	鉄筋コンクリート造平屋建	145
スロープ下電気室 及 び ポ ン プ 室	電気室、ポンプ関係室	コンクリートブロック造平屋建	78
No. 4 関 連 店 舗 棟	食堂等関連利便店舗	鉄筋コンクリート造平屋建	137
No. 2 プ ロ パ ン 庫	プロパン倉庫	コンクリートブロック造平屋建	7
岐 青 協 購 買 部	組合員の購買事業用	軽量鉄骨造平屋建	76
水 産 物 小 売 組 合 事 務 所	事務所	鉄骨造2階建	217
水 産 物 小 売 組 合 倉 庫	倉庫	軽量鉄骨造平屋建	49
市 場 運 輸 事 務 所	事務所	コンクリートブロック造平屋建	21
屋 外 便 所	屋外便所	鉄筋コンクリート造平屋建	216
水 産 加 工 施 設	学校給食加工所（水産）	鉄骨造平屋建	154
シ ャ ワ ー 室 棟	従業員等福利厚生施設	鉄筋コンクリート造平屋建	24
守 衛 ボ ッ ク ス 棟	正門守衛室	鉄筋コンクリート造平屋建	6
No. 1 倉 庫、 学 校 給 食 棟	業者用倉庫、学校給食加工所（青果）	鉄骨造2階建	406
買 荷 保 管 積 込 所	買荷一時保管所（卸売No.1～5）	鉄骨造平屋建	4,705
No. 3 関 連 店 舗 棟	食堂等関連業者利便店舗	鉄筋コンクリート造平屋建	323
No. 1 プ ロ パ ン 庫	プロパン庫	コンクリートブロック造平屋建	15
No. 3 倉 庫	各関係業者倉庫	鉄骨造一部コンクリートブロック造平屋建	615
No. 5 関 連 店 舗 棟	車両修繕等関連業者利便店舗	鉄筋コンクリート造平屋建	323
No. 6 関 連 店 舗 棟	〃	鉄骨造2階建	60
屋 外 便 所	屋外便所	鉄筋コンクリート造平屋建	35
冷 蔵 庫 棟	中央冷蔵棟（青果、水産冷蔵）	鉄筋コンクリート造2階建	4,126
ゴ ミ 集 積 所	ゴミ集積所	鉄骨造平屋建	328
No. 1 関 連 店 舗 棟	関連事業者店舗、加工店舗	鉄筋コンクリート造2階建	6,809
買 荷 保 管 積 込 所	買荷一時保管所（関連No.1～5）	鉄骨造平屋建	680
屋 外 便 所	屋外便所	鉄筋コンクリート造平屋建	138
No. 2 守 衛 室、 事 務 所 棟	守衛室、関連業者組合事務所	鉄骨造2階建	190
自 転 車 置 場	〃 自転車置場	鉄骨造平屋建	6
ガ バ ナ ー 室	ガス圧力調整室	鉄骨造平屋建	6
関 連 店 舗 倉 庫 棟	関連事業者用倉庫	コンクリートブロック造平屋建	331
スロープ下電気室等	電気・ポンプ室	鉄筋コンクリート造平屋建	216
計			72,930

(3) 取扱品目

ア 青果物

野菜、果実及びこれらの加工品（市長が規則で定めるものを除く。）並びに市長が規則で定めるその他の加工食料品。

イ 水産物

生鮮水産物及びその加工品（市長が規則で定めるものを除く。）並びに市長が規則で定めるその他の加工食料品。

(4) 市場内業者及び売買参加者

(令和6年4月1日現在)

種 別	卸売業者(社)	仲卸業者(社)	売買参加者(人)	関連事業者(社)
青 果 物	1	20	197	—
水産物	2	8	129	—
		1		
関連事業者	—	—	—	63
合 計	3	29	326	63

(5) 取扱実績

◇最近2年間の取扱実績（1月～12月）

[数量：kg 金額：円]

区分		取 扱 高		一日平均取扱高	
部類	年	数 量	金 額	数 量	金 額
総取扱高	4	183,836,917	53,057,252,594		
	5	177,170,935	52,934,189,725		
青果部	4	174,469,475	45,979,663,844	692,339	182,458,984
	5	167,853,843	45,634,109,442	668,740	181,809,201
野菜	4	145,278,659	34,470,718,913	576,503	136,788,567
	5	141,109,323	33,952,730,875	562,189	135,269,844
果実	4	29,190,816	11,508,944,931	115,837	45,670,416
	5	26,744,520	11,681,378,567	106,552	46,539,357
水産物部	4	9,367,442	7,077,588,750	37,025	27,974,659
	5	9,317,092	7,300,080,283	36,973	28,968,573
鮮魚	4	1,785,647	2,483,955,673	7,058	9,818,007
	5	1,673,346	2,466,213,155	6,640	9,786,560
冷凍魚	4	1,793,282	2,215,841,318	7,088	8,758,266
	5	1,732,004	2,248,243,670	6,873	8,921,602
加工水産物	4	5,788,513	2,377,791,759	22,879	9,398,386
	5	5,911,742	2,585,623,458	23,459	10,260,411

(6) 財政状況

ア 収益的収入及び支出

(収入)

区 分	令和6年度予算額		令和5年度決算額		令和4年度決算額	
	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比
市場事業収益	691,626,000	100.0	734,660,850	100.0	706,719,810	100.0
営業収益	468,290,000	67.7	500,710,662	68.2	491,288,301	69.5
営業外収益	223,336,000	32.3	233,950,188	31.8	215,431,509	30.5

(支出)

区分	令和6年度予算額		令和5年度決算額		令和4年度決算額	
	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比
市場事業費用	685,284,000	100.0	715,786,300	100.0	645,839,379	100.0
営業費用	662,538,000	96.7	696,188,539	97.3	630,479,403	97.6
営業外費用	17,746,000	2.6	19,597,761	2.7	15,359,976	2.4
予備費	5,000,000	0.7	0	0.0	0	0.0

イ 資本的支出
(支出)

区分	令和6年度予算額		令和5年度決算額		令和4年度決算額	
	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比
資本的支出	8,470,000	100.0	0	—	66,800,000	100.0
建設改良費	8,470,000	100.0	0	—	66,800,000	100.0

※消費税込み

7 食肉地方卸売市場

(1) 概要

本市場は、県内の基幹市場として、食肉流通の安定的な供給体制を堅持し、消費者ニーズに対応した安全で安心できる食肉の供給に努めている。

(2) 施設

敷地 21,879.93㎡
建物面積 7,814.73㎡
施設能力 と畜処理能力(1日)
大動物 75頭
小動物 600頭
汚水処理能力(1日)
1,500㎡
冷蔵能力(小動物換算)
1,050頭
係留所収容能力
大動物 115頭
小動物 560頭

(3) 機構

岐阜市 施設の維持管理及び業務の指導監督を行う。
卸売業者 株式会社岐阜県畜産公社(荷受機関)
授權資本金額 5,200万円
払込済資本金 4,950万円
(県700万円、市700万円
全農 1,350万円
県信連 400万円
県食肉連 1,700万円
県家畜商組合 100万円)

※卸売市場法に基づきと畜、解体等せり市場を通じ食肉の委託販売を行う機関であり、食肉の販売代金を基準とする手数料を収受し経営している。

買受人 市長の承認を受け、本市場でのせり売りに参加し、食肉の買受けをする者。
(令和6年4月1日現在116人)
付属営業者 市長の承認を受け、本市場での市場業務に付帯した業務を行う者。
(公社)日本食肉格付協会 牛、豚枝肉の規格格付を行っている。

(4) と畜頭数の推移 (単位:頭)

種別 年度	牛	馬	子牛	豚
H30	4,164	—	—	67,220
R元	3,933	—	2	21,327
R2	4,077	—	2	27,723
R3	3,869	—	—	49,689
R4	3,797	—	—	49,062
R5	3,853	—	—	46,884

(5) 取引頭数 (令和5年度)

区分 種別	と畜頭数 (A)	上場頭数		取引成立頭数		重量及び金額		平均価格 (1頭当たり)
		頭数 (B)	上場率 (B/A)	頭数 (C)	成立数 (C/B)	重量	金額	
牛	3,853	3,288	85.3	3,288	100.0	1,605,568.2	4,761,568,363	1,448,166
豚	46,884	46,610	99.4	46,610	100.0	3,646,752.6	2,122,410,900	45,536
子牛	—	—	—	—	100.0	—	—	—
搬入枝肉	—	—	—	—	100.0	—	—	—

